

## 証券類廃棄処分規程

平成27年3月30日達第4号

最終改正：令和元年7月23日

(目的)

第1条 この規程は、大阪広域環境施設組合において発行する次に掲げる証券類（以下「証券類」という。）の廃棄処分について規定することを目的とする。

- (1) 公債証券及び利札並びに公債の予備証券及び見本券
- (2) 身分証票

(廃棄処分)

第2条 証券類が次の各号の1に該当するときは、事務局長は、直ちに廃棄処分しなければならない。

- (1) 期限の経過又は使用済みにより不用となったとき
- (2) 損傷、汚染等により使用不能又は無効となったとき
- (3) 職員の身分証票が職員の解職、退職、休職、勤務替え又は死亡等により返還されたとき

(廃棄処分の方法)

第3条 前条の廃棄処分は、焼却又は破砕の方法によらなければならない。

(関係職員の立合い)

第4条 事務局長は、重要と認められる証券類については、その廃棄処分に適当と認める職員を立ち合わせなければならない。

(使用不能用紙の廃棄処分)

第5条 証券類の発行に際して生じた刷損じ等による使用不能の用紙は、前3条の例により廃棄処分するものとする。

(管理状況等の調査)

第6条 事務局長は、必要と認めるときは、証券類の管理及び廃棄処分の状況について適宜調査することができる。

(施行の細目)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (令和元年7月23日達第1号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。